

戸部小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は戸部小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 家庭、学校および社会における児童の福祉を増進する。
- 2 家庭および社会生活における市民の権利と義務とに関する理解を促すため、保護者に対する成人教育を盛んにする。
- 3 保護者と教職員との関係を緊密にし、児童の訓育ならびに心身の健全な発達をはかる。
- 4 保護者並びに教職員の文化の向上をはかり、併せて国際親善につとめる。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を旨とする民主団体として活動し、営利的、宗派的、政治的に、関係を持つてはならない。

第4条 本会は目的を同じくする他の団体および機関と連絡、協力する。

第5条 本会は他のいかなる団体の支配、干渉を受けてはならない。

第6条 本会は教職員、校長および教育委員会と学校問題などについて討論し資料の提出はするが、学校の管理や教職員の人事、給与には一切干渉しない。

第4章 会員

第7条 会員の地位は次のとおりとする。

- 1 学校に在籍する児童の保護者、本校の校長および教職員は、本会に対する任意の入会申込みによって、会員となる。
- 2 会員の権利は、平等とする。
- 3 会員は、会費納入の義務を負う。ただし、会員中、特別の事情がある者については、申出により、会費を減額または免除することができる。
- 4 会費は、各家庭につき月額500円とする。
- 5 会費の納入方法については、別途、本会が定める。
- 6 会費の納入始期は、毎年4月とする。ただし、児童が転入した場合は、入会月とする。
- 7 会員は、いつでも、本会を退会することができる。
- 8 会員は、児童が卒業または転校したとき、本会を退会する。
- 9 退会した会員は、納入済みの会費のうち、退会月の翌月以降分の返金を受けることができる。

第5章 役員および委員

第8条 本会には次の役員と委員を置く。

1 本部役員

- 一 会長 1名（保護者1名）
- 二 副会長 2名（保護者2名）
- 三 会計 2名（保護者1名、教職員1名）
- 四 書記 2名（保護者1名、教職員1名）
- 五 ただし、必要に応じて、本部役員を1名増員することができる。

2 委員

- 一 学年委員 保護者各学年より3名程度及び教職員1名以上
- 二 広報委員 保護者各学年より2名程度及び教職員1名以上
- 三 地区委員 保護者各地区より若干名及び教職員より1名以上
- 四 指名委員 保護者各学年より1名及び教職員より1名以上
- 五 特別委員
 - ア ふれあいの夕べ運営委員会 各学年より3名程度
 - イ 常置委員 担当委員会より3名
本部より1名

第9条 役員および委員の任期および補充は次のとおりである。

- 1 役員（教職員を除く）および委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員および委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、補欠者を補充する。ただし、補欠者の任期は前任者の残余期間とする。

第6章 役員及び委員の任務

第10条 役員および委員の任務は、他の条項に定めるもののほか、次のとおりである。

- 1 会長は、総会および実行委員会の議長となり、各種委員会の委員長を任命し、かつ職責上各委員会に出席することができる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその代理を務める。
- 3 会計は、本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、総会において、会計監査の監査を経た決算報告をする。
- 4 書記は、総会ならびに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
- 5 学年委員は、学年を代表し、地区委員は、地区を代表して常任委員となり、各委員会の活動を行う。

第7章 集会

第11条 本会の運営のため、次の集会を開く。

- 1 総会
 - (1) 定期総会（4月又は5月、2月）
 - (2) 臨時総会
- 2 実行委員会
- 3 各種常任委員会
- 4 役員および会計監査候補者指名委員会
- 5 予算委員会
- 6 特別委員会

第12条 総会

- 1 定期総会は、4月又は5月、2月に開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 役員および会計監査の承認
 - (2) 決算および予算の承認
 - (3) 事業報告
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他重要事項の決定
- 2 会員は、各家庭につき1個の議決権を有する。
- 3 会員は、オンラインツール等の電磁的方法により議決権を行使することができる。電磁的方法による議決権の行使方法については、本部役員がこれを定める。
- 4 総会の決議は、5分の1以上の会員が出席し（委任状提出の場合を含む）、出席した会員の過半数をもって行う。
- 5 臨時総会は、実行委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合、その要求があった日から1か月以内に開かなければならない。

第13条 実行委員会

- 1 実行委員会は、本会の役員、各常任委員会の委員長および校長、副校長またはそれらの代理によって構成される。
- 2 実行委員会の任務は次のとおりである。
 - (1) 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討し、実行する。
 - (2) 総会に提出する報告書を作成する。
 - (3) 必要ある場合に特別委員会を設ける。
 - (4) その他委員より委任された事務を処理する。
- 3 実行委員会の開催は1学期1回以上とし、必要に応じて開くことができる。
- 4 実行委員会の決議は、過半数の委員が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

第14条 常任委員会

常任委員会は、それぞれの任務に従って、その活動を行うために、次の委員会を置くことができる。

- 1 広報委員会
本会の事業ならびに活動状況を会員に知らせ、会員相互の連絡と親睦のために会報を発行し、必要に応じて地域社会ならびに関係諸機関および諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。
- 2 地区委員会
児童の校外生活指導に協力し、地域社会の教育的環境を整え学校、家庭間の諸連絡にあたる。
- 3 学年委員
児童の学校生活の向上について理解を深めるとともに、会務の諸連絡、会員相互の親睦を図る。

第 15 条 指名委員会

- 1 指名委員会は、新年度の役員および会計監査の候補者を選考し、総会にはかる。
- 2 指名委員会は、被指名者の同意を得ておのおのの役員および会計監査の定員またはそれ以上の候補者をあげ、原則として総会の 10 日前までに全会員に通知する。
- 3 指名委員会は、委員の互選により委員長、副委員長、書記各 1 名を置く。

第 16 条 予算委員会

- 1 予算委員会は、新年度の予算案を作成し、実行委員会に提案する。
- 2 予算委員会の委員は、役員および常任委員会の委員長および教職員代表 2 名によって構成され、委員の互選により委員長、副委員長、書記 1 名を置く。
- 3 予算委員会は、この予算案が総会で承認されたときをもって任務を終了する。

第 17 条 特別委員会

本会の運営のために、総会または実行委員会が必要と認めたときは、特別委員会を置くことができる。

- 1 ふれあいの夕べ運営委員会
ふれあいの夕べを企画し、運営する。
- 2 常置委員会
西区 P T A 連絡協議会の年 3 回の委員研修会の運営・報告、横浜市 P T A 連絡協議会の事業・研修委員会、または広報委員会いずれかの委員として区の代表となり活動する。

第 18 条 校長、副校長は、学校管理ならびに教育上、各常任委員会または特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第 8 章 経理

第 19 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

第 20 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 21 条 本会の決算は、会計監査の監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 会計監査

第 23 条 本会の経理を監査するために、2 名の会計監査を置く。

第 24 条 会計監査の任期は 1 年とし、1 年は再任を認める。

第 25 条 会計監査に欠員が生じた場合は、補欠者を補充する。ただし、補欠者の任期は前任者の残余期間とする。

第 26 条 会計監査の任務は次のとおりとする。

- 1 経理の監査
- 2 総会に対する監査報告

第 10 章 細則

第 27 条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の決議を経て定める。

第 28 条 実行委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 11 章 改正

第 29 条 本会の規約は、総会に出席した会員（委任状提出の場合を含む）の過半数の賛成により改正することができる。ただし、改正案は、総会の 1 週間前までに、その内容を全会員に通知しなければならない。

付 則

- 1 会長は、実行委員会の決議を経て、本会の規約施行に関する細則および内規を定めることができる。
- 2 この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 3 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 4 この規約は、平成 7 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 5 この規約は、平成 8 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 6 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 7 この規約は、平成 13 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 8 この規約は、平成 14 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

- 9 この規約は、平成15年4月1日より一部改正施行する。
- 10 この規約は、平成18年2月10日より一部改正施行する。
- 11 この規約は、平成24年4月1日より一部改正施行する。
- 12 この規約は、平成28年4月28日より一部改正施行する。
- 13 この規約は、令和3年4月1日より一部改正施行する。
- 14 この規約は、令和4年4月1日より一部改正施行する。
- 15 この規約は、令和5年4月1日より一部改正施行する。
- 16 この規約は、令和6年4月1日より一部改正施行する。
- 17 この規約は、令和8年4月1日より一部改正施行する。